

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関するFAQ

平成29年11月

(平成30年1月改訂)

国税庁

《目次》

1 改正の概要

〔問〕 平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されたと聞きましたが、この見直しに伴う改正の概要を教えてください。…………… 3

2 適用開始日

〔問〕 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う改正はいつから適用されるのでしょうか。…………… 3

3 源泉控除対象配偶者（1）

〔問〕 平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載することとなる「源泉控除対象配偶者」とは、どのような人をいうのでしょうか。…………… 3

4 源泉控除対象配偶者（2）

〔問〕 源泉控除対象配偶者に該当する配偶者がいない場合には、平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載は不要となるのでしょうか。… 3

5 源泉控除対象配偶者（3）

〔問〕 平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出するに当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するかどうかは、どの時点で判断するのでしょうか。…………… 4

6 源泉控除対象配偶者に該当することとなった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当することになった場合は、どうすればよいですか。…………… 4

7 源泉控除対象配偶者に該当しないこととなった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合には、どうすればよいですか。…………… 4

8 同一生計配偶者

〔問〕 平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載欄にある「同一生計配偶者」とは、どのような人をいうのでしょうか。…………… 5

9 同一生計配偶者である障害者

〔問〕 同一生計配偶者で一般の障害者に該当する人がいる場合には、平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」にどのように記載すればよいですか。…………… 5

10 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更の内容

〔問〕 平成30年分の給与を支払う際における配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法について教えてください。…………… 6

- 11 控除対象配偶者**
- 〔問〕 平成 29 年度税制改正により、控除対象配偶者の規定が変更になったと聞きましたが、
どのように変更されたのでしょうか。…………… 6
- 12 給与所得者の配偶者控除等申告書**
- 〔問〕 平成 29 年度の税制改正で新設された給与所得者の配偶者控除等申告書について教えて
ください。…………… 6
- 13 源泉控除対象配偶者に該当しない控除対象配偶者の配偶者控除及び配偶者特別控除**
- 〔問〕 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が控除対象配偶者に該当する場合、どのように
すれば配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができるのですか。…………… 7
- 14 配偶者控除等申告書への給与所得者の見積額の記載について**
- 〔問〕 給与所得者の平成 30 年中の収入金額について、給与収入だけしかなく、給与の収入金
額の見積額が 900 万円であることから、平成 30 年中の合計所得金額が 900 万円（給与所得
だけの場合の給与等の収入金額が 1,120 万円）以下となることが明らかですが、その場合
でも、合計所得金額の見積額を計算し、平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」
の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載しなければならないのですか。… 8
- 15 配偶者控除と給与所得者本人の合計所得金額の関係について**
- 〔問〕 平成 30 年分以後の所得税については、給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給
与所得だけの場合の給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合には、配偶者控除の適
用を受けることができないのですか。…………… 8
- 16 配偶者控除等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について**
- 〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」について、「源泉徴収に関する申告書に記載すべ
き事項の電磁的保法による提供に関する特例制度」の適用を受けることはできますか。… 8
- 17 配偶者控除等申告書に記載すべき個人番号について**
- 〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の個人番号欄に「給与支払者に提供済みのマイナン
バー（個人番号）と相違ない」旨の記載をすることで、マイナンバー（個人番号）の記載
に代えることはできますか。…………… 9
- 18 給与の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合のマイナンバー（個人番号）の記載について**
- 〔問〕 平成 28 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を基に、一定の帳簿^{（注）}を作成し備
え付けていることから、給与所得者が作成する平成 29 年分の「給与所得者の扶養控除等申
告書」には控除対象配偶者のマイナンバー（個人番号）の記載を不要としていましたが、
平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」や平成 30 年分の「給与所得者の配偶者
控除等申告書」に記載する源泉控除対象配偶者や障害者控除の対象となる同一生計配偶者
などについては、配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載しないとイケないのですか。… 9

1 改正の概要

〔問〕 平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されたと聞きましたが、この見直しに伴う改正の概要を教えてください。

〔答〕

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う改正の概要は次のとおりです。

- ① 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正
- ② 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更
- ③ 「給与所得者の扶養控除等申告書」等の様式変更等

(注) ①から③の詳細については、[「平成 29 年分年末調整のしかた」の 72～74 ページ](#)を参照してください。

2 適用開始日

〔問〕 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う改正はいつから適用されるのでしょうか。

〔答〕

この改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

したがって、平成 29 年分の所得税（年末調整手続等）については、この改正による影響はありませんのでご注意ください。

3 源泉控除対象配偶者（1）

〔問〕 平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載することとなる「源泉控除対象配偶者」とは、どのような人をいうのでしょうか。

〔答〕

「源泉控除対象配偶者」とは、給与所得者（合計所得金額の見積額が 900 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 1,120 万円）以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額の見積額が 85 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 150 万円）以下の人をいいます。

4 源泉控除対象配偶者（2）

〔問〕 源泉控除対象配偶者に該当する配偶者がいない場合には、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載は不要となるのでしょうか。

〔答〕

平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄には、源泉控除対象配偶者に該当する配偶者がいる場合に、その氏名、フリガナ、生年月日、平成 30 年中の所得の見積額などを記載します。

したがって、配偶者に該当する人がいる場合であっても、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しない場合には、「源泉控除対象配偶者」欄への記載は不要となります。

5 源泉控除対象配偶者（3）

〔問〕 平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出するに当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するかどうかは、どの時点で判断するのでしょうか。

〔答〕

平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者に該当するかどうかを判定する場合には、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する日の現況により判定します。この場合、判定の要素となる合計所得金額の見積額については、例えば、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成 30 年中の合計所得金額により判定することとなります。

6 源泉控除対象配偶者に該当することとなった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当することになった場合は、どうすればよいですか。

〔答〕

年の中で、給与所得者又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当することになった場合には、給与所得者は、給与所得者又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があった日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与の支払者へ提出することとなります。

なお、給与の支払者は、給与所得者から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出があった日以後、扶養親族等の数に 1 人を加えて源泉徴収税額の計算を行うこととなります。

（注） 既に源泉徴収を行った月分の源泉徴収税額については、遡って修正することはできませんので年末調整により精算することとなります。

7 源泉控除対象配偶者に該当しないこととなった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合には、どうすればよいですか。

〔答〕

年の中で、給与所得者又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合には、給与所得者は、給与所得者又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があった日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与の支払者へ提出することとなります。

なお、給与の支払者は、給与所得者から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出があった日以後、扶養親族等の数から 1 人を減らして源泉徴収税額の計算を行うこととなります。

（注） 既に源泉徴収を行った月分の源泉徴収税額については、遡って修正することはで

きませんので年末調整により精算することとなります。

8 同一生計配偶者

〔問〕 平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載欄にある「同一生計配偶者」とは、どのような人をいうのでしょうか。

〔答〕

「同一生計配偶者」とは、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額の見積額が 38 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 103 万円）以下の人をいいます。

9 同一生計配偶者である障害者

〔問〕 同一生計配偶者で一般の障害者に該当する人がいる場合には、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」にどのように記載すればよいですか。

〔答〕

同一生計配偶者で一般の障害者に該当する人がいる場合には、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」の「障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生」欄の「障害者」の項目及び「同一生計配偶者」（一般の障害者）欄にチェックを付けるとともに、「左記の内容」欄に次の事項を記載します。

- ① 障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者に該当する事実
- ② 同一生計配偶者の氏名、マイナンバー（個人番号）、住所又は居所、生年月日、給与所得者との続柄及び平成 30 年中の所得の見積額

（注）1 上記の場合で、同一生計配偶者が非居住者である場合には、その旨及び平成 30 年中にその同一生計配偶者に送金等をした金額の合計額を記載します（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）。

なお、上記②の事項のうち平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。

また、同一生計配偶者のマイナンバー（個人番号）について、一定の要件の下で、記載をしなくても良い場合があります（詳細については、「18 給与の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合のマイナンバー（個人番号）の記載について」を参照してください。）。

- 2 平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、同一生計配偶者に該当するかどうかを判定する場合には、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する日の現況により判定します。この場合、判定の要素となる合計所得金額の見積額については、例えば、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成 30 年中の合計所得金額により判定します。

10 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更の内容

〔問〕 平成 30 年分の給与を支払う際における配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法について教えてください。

〔答〕

給与を支払う際に源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めます。

なお、その計算に当たって、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を適用する場合には、扶養親族等の数を算定する必要があります。

平成 30 年分の給与を支払う際における扶養親族等の数の算定に当たっては、配偶者が源泉控除対象配偶者（「3 源泉控除対象配偶者（1）」参照）に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

また、同一生計配偶者（「8 同一生計配偶者」参照）が（特別）障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて、同一生計配偶者が同居特別障害者に該当する場合には 2 人を加えて計算します。

具体的には、配偶者が、源泉控除対象配偶者に該当するとともに、同一生計配偶者である（特別）障害者にも該当する場合には、扶養親族等の数に 2 人を加えて計算します。また、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するとともに、同一生計配偶者である同居特別障害者にも該当する場合には、扶養親族等の数に 3 人を加えて計算します。

（注） 「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、配偶者に係る扶養親族等の数と、配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。

11 控除対象配偶者

〔問〕 平成 29 年度税制改正により、控除対象配偶者の規定が変更になったと聞きましたが、どのように変更されたのでしょうか。

〔答〕

「控除対象配偶者」とは、平成 29 年分以前は、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額の見積額が 38 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 103 万円）以下の人でしたが、平成 30 年分以後は、同一生計配偶者（「8 同一生計配偶者」参照）のうち、合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 1,220 万円）以下である給与所得者の配偶者をいいます。

12 給与所得者の配偶者控除等申告書

〔問〕 平成 29 年度の税制改正で新設された給与所得者の配偶者控除等申告書について教えてください。

〔答〕

給与所得者が配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、給与の支払者からその年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者を經由して、その支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出

することとなっています（税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与の支払者が保存するものとされています。）。

なお、従来の給与所得者の配偶者特別控除申告書については、平成30年分以後は廃止されています。

また、控除の対象となる配偶者が非居住者である場合には、給与所得者の配偶者控除等申告書を提出する際に「親族関係書類」^(注1)及び「送金関係書類」^(注2)を給与の支払者に提出又は提示する必要がありますが、給与所得者の扶養控除等申告書を提出する際に「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出又は提示は必要ありません。

(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、非居住者である親族が居住者の親族であることを証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

2 「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者から非居住者である親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、非居住者である親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその非居住者である親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

13 源泉控除対象配偶者に該当しない控除対象配偶者の配偶者控除及び配偶者特別控除

〔問〕 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が控除対象配偶者に該当する場合、どのようにすれば配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができるのですか。

〔答〕

源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が控除対象配偶者に該当する場合の配偶者控除又は配偶者特別控除については、毎月（毎日）の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整により適用を受けることができます。

具体的には、平成30年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、平成30年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」を、給与の支払者を經由して、その支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出（税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与の支払者が保存するものとされています。）することにより適用を受けることができます。

14 配偶者控除等申告書への給与所得者の見積額の記載について

〔問〕 給与所得者の平成 30 年中の収入金額について、給与収入だけしかなく、給与の収入金額の見積額が 900 万円であることから、平成 30 年中の合計所得金額が 900 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 1,120 万円）以下となることが明らかですが、その場合でも、合計所得金額の見積額を計算し、平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載しなければならないのですか。

〔答〕

平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」において、給与所得者の合計所得金額の見積額は、法定の記載事項とされていますので、記載する必要があります。

15 配偶者控除と給与所得者本人の合計所得金額の関係について

〔問〕 平成 30 年分以後の所得税については、給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないのですか。

〔答〕

平成 29 年分以前の所得税については、給与所得者本人の合計所得金額に関わらず、給与所得者に控除対象配偶者（給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 38 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 103 万円）以下の人）に該当する人がいる場合には、配偶者控除の適用を受けることができましたが、平成 30 年分以後の所得税については、給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととなりました。

なお、平成 30 年分以後の所得税については、給与所得者本人の合計所得金額が 900 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 1,120 万円）を超え、1,000 万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が 1,220 万円）以下である場合には、その合計所得金額に応じて配偶者控除額が逡減することとなっています。

（注） 配偶者控除と給与所得者本人の合計所得金額の関係の詳細については、[「平成 29 年分年末調整のしかた」の 72 ページ](#)を参照してください。

16 配偶者控除等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」について、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度」の適用を受けることはできますか。

〔答〕

平成 29 年度税制改正により、「給与所得者の配偶者控除等申告書」が新設されましたが、「給与所得者の配偶者控除等申告書」についても「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度」の適用を受けることができます。

なお、既に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度」について、所得税法第198条第2項（給与等関係）に規定する税務署長の承認を受けている場合には、新たに承認を受ける必要はありません。

17 配偶者控除等申告書に記載すべき個人番号について

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の個人番号欄に「給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨の記載をすることで、マイナンバー（個人番号）の記載に代えることはできますか。

〔答〕

平成 29 年度税制改正により新設された「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、控除対象となる配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますので、原則として、マイナンバー（個人番号）の記載を省略することはできません。

しかしながら、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が「給与所得者の配偶者控除等申告書」の余白に「マイナンバー（個人番号）については給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている控除対象となる配偶者のマイナンバー（個人番号）を確認し、確認した旨を「給与所得者の配偶者控除等申告書」に表示するのであれば、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出時に控除対象となる配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載しなくても差し支えありません。

なお、給与支払者において保有しているマイナンバー（個人番号）とマイナンバー（個人番号）の記載が省略された者に係る「給与所得者の配偶者控除等申告書」については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

18 給与の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合のマイナンバー（個人番号）の記載について

〔問〕 平成 28 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を基に、一定の帳簿^{（注）}を作成し備え付けていることから、給与所得者が作成する平成 29 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」には控除対象配偶者のマイナンバー（個人番号）の記載を不要としていましたが、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」や平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する源泉控除対象配偶者や障害者控除の対象となる同一生計配偶者などについては、配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載しないといけないのですか。

〔答〕

平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」及び平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」においては、源泉控除対象配偶者又は障害者控除の対象となる同一生計配偶者など配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載することとされましたが、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」及び平成 30 年分の「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載されるべき配偶者のマイナンバー（個人番号）その他の記載事項を記載した帳簿を給与の支払者が備え付けている場合には、その配偶者のマイナンバー（個人番号）

の記載を不要とすることができます。

つまり、当該帳簿に記載されている配偶者のマイナンバー（個人番号）等に変更がなければ、平成 29 年分以前は控除対象配偶者であった者が、平成 30 年分以後に源泉控除対象配偶者や障害者控除の対象となる同一生計配偶者になったとしても、配偶者のマイナンバー（個人番号）の記載を不要とすることができます。

（注） 一定の帳簿とは、所得税法第 198 条第 6 項に規定する帳簿をいい、給与の支払者が次の①から⑤までの申告書に記載されるべき本人、控除対象となる配偶者（源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者及び配偶者特別控除の対象となる生計を一にする配偶者）又は控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿（次の①から⑤の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。）をいいます。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑤ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書